

「東京でみっけ！農の風景フォトコンテスト 2024」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東京にある農の風景の魅力を共有及び発信することを目的として東京都が行う「東京でみっけ！農の風景フォトコンテスト 2024」（以下、「本コンテスト」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施手法)

第2条 本コンテストは、Instagram を用いて実施するものとする。

(テーマ)

第3条 本コンテストのテーマは、次に掲げるものとする。

- 1 都内における心動かされ、残したいと感じる農の風景（東京でみっけ！魅力的な農の風景部門）
- 2 農の風景育成地区における魅力的な農の風景（農の風景育成地区部門）

(実施期間)

第4条 本コンテストの実施期間は、令和6年10月25日から令和7年1月31日までとする。

(応募者)

第5条 本コンテストの応募者は、次のいずれかに該当する個人とする。

- 1 都内に在住、在勤または在学の方
- 2 都内の農地に訪れる都外在住の方

(応募方法)

第6条 応募は、Instagram で行うものとする。

- 1 次の(1)～(4)を遵守し、第3条各項のいずれかのテーマに沿った画像を投稿するものとする。
 - (1) 応募者が取得した Instagram アカウントを公開していること。
 - (2) 農の風景育成地区公式 Instagram アカウント(@nounofuukei_tokyo_official)をフォローしていること。
 - (3) 応募作品が「農の風景育成地区公式 Instagram アカウント運用ポリシー」第3条の注意事項に該当しないこと。
 - (4) 画像を投稿する際には、キャプションに以下の事項を入力すること。
 - ア 撮影場所がわかる情報
 - イ ハッシュタグ「#東京でみっけ！農の風景 2024」
 - ウ 農の風景育成地区公式 Instagram アカウント(@nounofuukei_tokyo_official)をメンション
 - エ 農の風景育成地区を撮影した画像である場合は、ハッシュタグ「#農の風景育成地区」なお、同ハッシュタグの他に、複数のハッシュタグ及び@メンションを入力すること並びにタグ付けをすることは差し支えない。

(応募にあたっての留意事項)

第7条 応募にあたっての留意事項は、次に掲げるものとする。

- 1 投稿を確認するため、投稿を公開設定しているアカウントで発信すること。
- 2 応募作品が入賞した場合、作品の画像データが必要になるため、結果発表まで応募された画像を削除しないこと。応募された画像データが提供されない場合は入賞を取り消す場合がある。
- 3 応募作品は、応募者が撮影した未発表のものに限る。
- 4 応募作品は、令和5年10月25日以降に撮影されたものに限る。
- 5 応募回数に制限は設けないこととする。ただし、1回の投稿につき画像の添付は原則1点までとする。画像が複数添付されている場合、本コンテストへの応募は1枚目の画像のみとする。
- 6 応募作品の撮影機材は問わない。
- 7 加工の有無は問わないが、合成及び変形等の事実を改変する画像加工並びに組写真は不可とする。また、フリー素材の合成も不可とする。
- 8 アマチュア、プロフェッショナル、国籍、性別及び年齢を問わないが、応募者が18歳未満の場合は、保護者の同意を得た上で応募すること。なお、18歳未満の応募者による応募は、保護者の同意を得た上で応募したものとみなす。
- 9 応募作品は、農の風景育成地区制度等の広報を目的として、東京都が所有するホームページ及び「農の風景育成地区」Instagram公式アカウント等で発信する可能性がある。
- 10 選定基準や選考結果に関する問い合わせは受け付けない。
- 11 本コンテストには、Instagramを運営しているMeta社は関与していない。

(注意事項)

第8条 応募にあたっての注意事項は、次に掲げるものとする。

- 1 応募作品は、撮影マナー、交通マナー及び関連法規等を守って撮影されたものに限る。
- 2 応募作品は、応募者本人のみに著作権を含む全ての権利があるものに限る。特に、Webサイト及びSNS等の画像を無許可で使用することは、著作権等の侵害に該当する可能性があるため、注意すること。
- 3 人物が写り込む応募作品は、事前に肖像権の許諾があるものに限る。
- 4 投稿された画像で肖像権又は著作権等の第三者の権利侵害があった場合、東京都は一切責任を負わず、応募者の責任によって問題を解決するものとする。
- 5 応募作品を使用したことによって他人の権利を侵害し、それを理由に東京都が損害を被った場合は、応募者は東京都に対してその損害を填補することとする。
- 6 前条及び本条に違反している場合、受賞決定後であっても受賞を取り消す場合がある。この場合、東京都は賞品等の返還要求を行い、応募者はこれに従うものとする。
- 7 その他、次に掲げる行為を禁止する。
 - (1) 本フォトコンテストの運営を妨害する行為
 - (2) 他人の名誉、社会的信用を毀損する行為
 - (3) 他人のプライバシー、肖像権、パブリシティ権を侵害する行為
 - (4) 他人の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
 - (5) 他人への誹謗中傷、脅迫又は嫌がらせに該当する行為
 - (6) 他人の名義又はその他会社等の組織名を名乗ること等による、なりすまし行為
 - (7) 営利を目的とした情報提供、広告宣伝又は勧誘行為
 - (8) 他の印刷物及び展覧会等で公表されている画像を投稿する行為
 - (9) 法令に違反する行為及び違反する行為を幫助、勧誘、強制又は助長する行為

- (10) わいせつ、児童ポルノ及び児童の性的搾取を助長するデータを投稿する行為
- (11) 公序良俗及び一般常識に反する行為
- (12) その他上記に準ずる行為

(費用の負担)

第10条 本コンテストに応募する際に必要な通信料等の費用については、応募者の負担とする。

(入賞作品)

第11条

- 1 第6条、第7条及び第8条を満たす応募のうち、本コンテストの主旨に適切な画像（以下、「入賞作品」とする。）には、東京都の予算に定める範囲内において、選定の結果に応じた賞品を提供することができるものとする。
- 2 入賞作品を投稿した者（以下、「受賞者」という。）には、賞品として東京の農産物の特産品等を提供するものとする。
- 3 賞品の発送は、日本国内に限る。
- 4 入賞作品は1名につき1点とする。
- 5 賞は下記のとおりとする。
 - (1) 東京でみつけ！魅力的な農の風景部門（最優秀賞1点・優秀賞2点）
 - (2) 農の風景育成地区部門（最優秀賞1点・優秀賞2点）
- 6 賞品は下記のとおりとする。
 - (1) 最優秀賞：東京の農産物の特産品 8,000 円相当
 - (2) 優秀賞：東京の農産物の特産品 5,000 円相当

(審査)

第12条 第3条各項のテーマごとに、下記のとおり審査を行う。

- 1 各テーマの応募作品の内、Instagramの「いいね！」の数が多し上位10点程度を選出する。
- 2 前項の内、事務局（有識者を含む）にて、最優秀賞及び優秀賞を選出する。
- 3 前項の選定に関し、応募者は一切の異議を申し立てることができないものとする。
- 4 第6条、第7条及び第8条を満たしていない応募は、選定の対象外とする。

(受賞者への連絡)

第13条

- 1 東京都は、令和7年2月にInstagramのメッセージ機能等を利用し、受賞者にその旨を連絡するものとする。
- 2 受賞者は、次に掲げる事項を東京都が指定する日までに、Instagramのメッセージ機能等にて東京都に連絡するものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 受賞者の住所
 - (3) 賞品の発送先
 - (4) 受賞作品に関するコメント等

(受賞者の公表)

第 14 条 東京都は、受賞者が決定した後、投稿された画像及び受賞者のアカウント名等をポータルサイト「東京の緑」等において公表するものとする。

(個人情報の保護)

第 15 条

- 1 東京都は、応募者の個人情報を厳重に管理し、賞品発送やお問い合わせ対応など、本コンテストを運営するために必要な業務以外の目的のために利用しないものとする。
- 2 東京都は、当該個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守するものとする。

(著作権等)

第 16 条

- 1 応募作品の著作権は応募者に帰属する。
- 2 東京都は、農の風景育成地区制度等の広報を目的として、応募作品に必要な応じてトリミングの補正を行った後、東京都が所有するホームページ及び農の風景育成地区公式 Instagram 等による発信に利用できるものとし、応募者はその旨同意したものとみなす。

(損害に対する責任)

第 17 条 東京都は、本コンテストが第 1 条の趣旨のもとに行われることに鑑み、応募により生じた損害等に対する責任は、その原因のいかんを問わずこれを負わない。

(庶務)

第 18 条 本コンテストの実施に係る事務は、東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課において行う。